

令和5年第10回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年 9月 14日(木) 午後2時00分
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 武藤 康志 | 2番 | 伊藤 新司 | 3番 | 俵 薫 |
| 4番 | 井町 哲 | 5番 | 伊藤 美和子 | 6番 | 縄田 善博 |
| 7番 | 倉増 知 | 8番 | 前田 耕次 | 9番 | 中嶋 友之 |
| 10番 | 中野 修 | 11番 | 石田 健治郎 | 12番 | 中嶋 誠 |
| 13番 | 安部 好恵 | 14番 | 岸 英法 | 15番 | 馬屋原 眞一 |
| 16番 | 高見 清 | 17番 | 村上 浩一 | 18番 | 安富 法明 |
| 19番 | 山本 正二 | | | | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 安永 彰 | 山田 孝治 | 佐藤 和美 |
| 鮎川 幸彦 | | |
- 平山 千恵
- 5 欠席推進委員
- | |
|-------|
| 山本 次儀 |
|-------|
- 6 事務局
- | | | |
|------------|-----------|----------|
| 事務局長 河野 哲広 | 副主幹 井村 光敬 | 主事 小池 正晃 |
|------------|-----------|----------|

事務局	午後 2 時 0 0 分開会
議長	互礼。
議長	<p>只今より令和 5 年第 1 0 回総会を開会いたします。本日の出席委員は全員出席でございます。よって定数に達しておりますので本総会が成立しておる事をご報告いたします。それでは美祢市農業委員会規則第 1 6 条第 2 項の規定による、議事録署名委員を議長より指名したいと思いますよろしゅうございますか。それでは指名いたします。7 番、倉増委員、1 6 番、高見委員。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは議事に入りたいと思います。議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>農地法第 3 条、許可申請 1 件について説明いたします。</p> <p>権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。耕作地が遠方で維持管理が困難なため譲渡人より申請地を譲り受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが必要な農機具は順次購入されることから農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第 2 号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではございません。第 3 号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが譲受人の農作業を行う日数は基準を満たすであろうと考えます。第 5 号の転貸禁止要件に該当しません。第 6 号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。この件につきまして農地法第 3 条第 2 項の第 1 号から第 6 号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	これは、新規就農でございます。現地調査ありません。地元委員、何か補足説明ありましたらお願ひいたします。
安永推進委員	真名の安永です。●●の付近でございます。ここは畑地ですけど、ここだけに農地が残るといふ感じで問題は無いと思われます。

議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしゅうございますか。それでは議案第1号について採決に移りたいと思います。議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成、よって議案第1号は原案のとおり決定をいたします。</p> <p>それでは続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8件朗読。</p> <p>農地法第5条許可申請8件について説明いたします。</p> <p>1件目、2～3ページ、資料2の箇所です。申請地は●●から北東へ2.9kmの位置にある、農用地区域外農地です。申請地を取得し物置小屋を設置し、また植林をするためのものです。この案件について農地法第5条 第2号各項に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>2件目、4～5ページ、資料3の箇所です。申請者は●●に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。申請地は●●から北東へ4kmの位置にある、農用地区域外農地です。申請地を取得し売電事業を行うため、最大発電出力49.5kwの太陽光発電施設を設置するためのものです。この案件については農地法第5条 第2号各項に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>3件目、6～7ページ、資料4の箇所です。申請者は●●に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。申請地は●●から北東へ4kmの位置にあり、農用地区域外農地です。2件目にお伝えいたしました太陽光発電施設に係る工事用道路を設置するためのものです。また一時的な転用のため、原状回復する旨の誓約書を提出されています。この案件については農地法第5条 第2号各項に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>4件目、8～9ページ、資料5の箇所です。申請者は●●に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。申請地は●●から南西へ</p>

	<p>0. 6 kmの位置にあり、農用地区域外農地です。申請地を取得し売電事業を行うため、最大発電出力49.5kwの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については農地法第5条 第2号各項に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>5件目と6件目、10～11ページ、資料6と7の箇所です。5件目と6件目は同一転用目的なので、一括して説明いたします。申請地は●●から北西へ0.6kmの位置にある、6月に軽微な変更の申請をされました施設用地です。申請地を取得し農業用倉庫を設置するものです。この案件については農地法第5条 第2号各項に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>7件目と8件目、12～13ページ、資料8と9の箇所です。7件目と8件目も同一転用目的なので、一括して説明いたします。申請地は●●から北西へ6.4kmの位置にある、6月に除外の申請をされました農業区域内農地です。申請地を取得し5台分の駐車場を設置するものです。この案件については農地法第5条 第2号各項に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。またこちらは除外申請が終わり次第の施行といたします。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
岸委員	<p>現地調査の当番委員の14番岸でございます。現地調査は、会長、馬屋原委員、事務局、また、当該地区の推進委員に来ていただきまして、一緒に行いましたことを申し上げます。</p> <p>1番目でございます。場所は●●です。ここを購入されて隣接する所に、物置と植林をされるということです。特にこの転用に対しては、周りも影響するものはないので問題ないというふうに見ております。</p> <p>2番目でございます。場所は●●です。ここは資料にありますように、太陽光を設置するというのでここも問題ないというふうに見ております。</p>

	<p>3番目でございます。2番目に関連して、工事用道路を設置するための一時転用の申請です。こちらもよろしくお願いいたします。</p> <p>4番目でございます。場所は●●です。ここも周りが、宅地と畑一部に太陽光を設置するということでございます。ここも周りに影響するものはないので、特に問題ないというふうに見ております。</p> <p>5番目と6番目でございます。場所は●●です。倉庫を設置されますが、特に他の農地に影響するようなものは何もありません。この5番と6番については、6月15日に開催されました総会で除外申請として皆さんのご承認をいただいているという所でございます。</p> <p>最後に7番目と8番目でございます。場所は●●です。農地を取得し、一体的利用で駐車場とするということです。周りにおきましても、影響するような状況にはないということで特に問題ないということで判断いたしました。</p> <p>以上で簡単ですが、一括して1番から8番のご説明をいたしました。よろしくお願いいたします。</p>
議長	ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。
事務局	1番目の山本推進委員は本日欠席でございます。
議長	<p>それでは、私の方から。別に農業委員の説明に問題は無いと思います。</p> <p>続いて、2番目お願いします。</p>
山田推進委員	<p>伊佐地区の山田です。</p> <p>2番と3番は同じ場所ですので一括して言いたいと思います。岸委員の言われたように別に問題ないと思います。審議の程よろしくお願いします。</p>
佐藤推進委員	<p>佐藤と申します。</p> <p>4番ですが、当番委員のご発言のとおり問題は無いと思います。</p>

<p>鮎川推進委員</p>	<p>それから5番と6番ですが、これも近隣の農地には影響は及ばないということで当番委員の言われるように問題はないと思います。</p> <p>嘉万地区推進委員の鮎川と申します。</p> <p>7番と8番についても、岸委員ご発言のとおり私も特に問題ないというふうに判断しております。よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>以上でございますけれど、委員の皆さんの方より何かご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしゅうございますか。</p> <p>それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>(挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成、よって議案2号は原案のとおり決定をいたします。</p> <p>それでは続きまして議事順位第3 議案第3号 農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは6ページ目をお開きください。</p> <p>令和5年9月29日告示、令和5年10月1日開始の農用地利用集積計画をご覧ください。今回全体で3筆でございます。利用権設定面積が新規といたしまして、6,208.00㎡、貸し手が2名、受け手が2名でございます。内訳は4ページ目でございます。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の要件、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること、の利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。</p>

議長	私からなのですが。こちらは、新規ですね。
事務局	新規ではございますが、農業には携わっておられると聞いております。
議長	わかりました。ありがとうございます。他にございませんか。 よろしゅうございますね。それでは採択に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成、よって議案第3号は原案のとおり決定をいたします。 それでは議事順位第4 報告第1号 農地法第18条 第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 合意解約1件について報告いたします。 この件は農業用倉庫を設置する目的で新たに権利を設定するため、双方の合意により解約されたものです。先程説明いたしました●●に関するものです。以上報告いたします。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。 無いようでしたら以上で報告第1号を終わろうと思いますがよろしゅうございますか。それでは終わらせていただきます。 続きまして議事順位第5 報告第2号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 現況証明願いの提出が1件ありましたので説明いたします。 14ページと15ページ、資料10をご覧ください。申請地は平成14年ごろに耕作を放棄し、現在は雑種地となり使用されておりません。

議長	<p>以上報告いたします。</p> <p>それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
馬屋原委員	<p>馬屋原です。</p> <p>現地は●●になります。写真で見て分かるように、道の方にはカヤ等の雑草が立っております。特に問題はないと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>無いようでしたら、地元委員の補足説明をお願いします。</p>
平山推進委員	<p>平山です。農業委員がお話されたように、全く問題は無いと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他にございませんか。無いようでしたら終わりたいと思います。</p> <p>それでは報告第2号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして農業相談日の状況でございますが、9月はございませんでした。</p> <p>以上で本日の議案並びに議事はすべて終了いたします。皆さんの方より何かご意見等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>ないようでしたら、事務局による今後の日程をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私の方から今後の日程についてお知らせをいたします。</p> <p>令和5年10月の日程について、をご覧ください。</p> <p>総会は10月16日、月曜日、時間は午後2時からでございます。</p> <p>農業相談は10月10日、火曜日、時間は午前9時からでございます。委員は石田委員、倉増委員、前田委員でございます。</p> <p>現地調査は10月6日、金曜日、当番委員は安部委員、中嶋委員でございます。</p> <p>以上でございます。</p>

議長	皆さん、よろしくお願いいたします。
事務局	<p>それでは互礼を行います。 ご起立願います、礼。</p> <p>午後2時40分閉会。</p> <p>議事録は正確なることを認め署名する。</p> <p>令和5年9月14日</p> <p>議長 _____</p> <p>署名委員 _____</p> <p>署名委員 _____</p>

